

三 外交員ノ待遇ノ自由ヲ認ムルコト

四 監察部員ノ二階ニ上ルハ客ノ感情ヲ害スル怖レ
ルニ付中止ヲ求ムルコト

又五 市場ノ真ノ繁榮ヲ期スル爲メ小口落禁止ノ目的ヲ
達成セシムルコト

ヲ提案シ一項宛ノ賛否ヲ問ヒタルニ四項迄ハ満場異
議ナク可決五項目小口落問題ニ就テハ議論百出ニ斯
ル法律ノ改正ヲ要スル重大問題ヲ外交員如キガ論議
ニ運動ヲ爲スハ世間ノ物笑トナリ延テハ真ノ要求事
項ヲ一蹴セラシムル懸念アルヲ以テ撤回スヘシト云フ
者或ハ本問題ヲ輿論ニ懇ヘシテ市場ヲ愛スル繁榮ヲ
リトシテ同情アルヘシト原案ニ賛成ヲ表シタルヲ結

局留保トシテ他日ノ採會ニ讓ルコト、セリ、而シテ
松井委員長ハ本案仮決議ヲ了シタルニ依リ今后ノ進行
方法ヲ協議スヘク宣シ其ノ結果

一 実行委員ハ出席者四十三名全員トスルコト

二 本実行ニ伴ヒ運動資金トシテ各自ヨリ金五十元ヨ

醵出スルコト

三 本運動ハ明廿九日ヨリ開始シ実行委員ハ各自ノ居
舗外交員ヲ説得賛成ノ有無ヲ決スルコト

四 賛成者取纏メ次第強クコト

以上決定午後九時散會セルガ翌廿九日実行委員ハ
五名會合總會閣議ニ関スル準備打合ヲ爲シ世日午後
四時ヨリ坊壳町ニ一四日鮮俱樂部ニ於テ外交員